

## 居宅介護／重度訪問介護／移動支援 重要事項説明書

居宅介護の提供に当たり、ヘルパーステーションはぴねす(以下「事業所」)の概要や提供される居宅介護サービス、重度訪問介護サービス、移動支援サービス(以下「居宅介護サービス等」)の内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 鹿児島ホスピタリティサービス
主たる事務所の所在地	〒891-0114 鹿児島県鹿児島市小松原2丁目12番12号
代表者(職名・氏名)	代表取締役 平川 幸弘
設立年月日	平成22年10月22日
電話番号	099-210-1105

### 2. 事業所の概要

事業所の名称	ヘルパーステーションはぴねす		
事業所の所在地	〒891-0107 鹿児島市桜ヶ丘4丁目1-10 グランデール桜ヶ丘 908号室		
電話番号	099-296-9325		
FAX番号	099-296-9327		
指定年月日・事業所番号	令和4年8月15日指定 (居宅介護)	4610106785	
	令和4年12月15日指定 (重度訪問介護)		
	令和4年10月17日 鹿児島市移動支援事業開始		
	令和4年10月18日 日置市移動支援事業開始 (22号)		
	事業所より25km圏内の鹿児島市、日置市		
管理者	山下 小雪		

### 3. 運営の方針

- ・ 居宅介護等サービス等の提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を

営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

- 事業の実施に当たっては、関係市町村、相談支援事業所、居宅介護等支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

##### (1) 居宅介護サービス利用の場合

###### 1 身体介護

- ① 排泄・食事介助
- ② 清拭・入浴、身体整容
- ③ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- ④ 起床及び就寝介助
- ⑤ 服薬介助
- ⑥ 自立生活支援
- ⑦ 通院等介助(身体介護含む／歩行や公共交通機関、タクシー利用に限る)

###### 2 生活援助

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベッドメイク
- ④ 衣類の整理
- ⑤ 一般的な調理、配下膳
- ⑥ 買い物・薬の受け取り
- ⑦ 布団干し
- ⑧ 育児支援
- ⑨ 通院介助(身体介助含まない／歩行や公共交通機関、タクシー利用に限る)

###### 3 相談

介護用品、住宅改修、福祉制度などの情報提供と相談

##### (2) 重度訪問介護サービス利用の場合

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排泄・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他生活全般にわたる見守り等の支援を一体的に行います。

##### (3) 移動支援サービス利用の場合

屋外での移動に困難がある障害者(児)に対し、社会参加や自立のために外出時の支援を行います。

## 5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、12月31日から1月2日までは除きます (ご本人・ご家族のご要望により営業日以外の定期訪問にも応じます)
営業時間	事業所営業時間 午前8時から午後5時まで サービス提供時間 午前7時より午後7時まで ただし、利用者の希望に応じて、上記時間外でも、サービス提供可能な体制をとります。

## 6. 事業所の従業者の体制

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	人	1人		
サービス提供責任者	人	1人	人	人
訪問介護員	人	4人	10人	3人

## 7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、障害者総合支援法制度による自己負担は原則1割を請求させていただきます。

### (1) 居宅介護の利用料（1割の場合）

#### 【基本部分】

8:00～18:00の間の提供	利用料				
	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間30分以上 3時間未満
身体介護	256円	404円	587円	669円	754円
家事援助	106円	153円	197円	239円	275円
通院介助	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間30分以上 3時間未満
身体介護を伴う	256円	404円	587円	669円	754円
身体介護を伴わない	106円	197円	275円	345円	414円

## 【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

初回訪問時加算	初回訪問サービス時、及び過去2か月間に訪問サービスを受けていない場合	200円
緊急時対応加算（月2回を限度）	居宅介護計画書に位置付けられていない訪問サービス（身体介護中心のもの）を利用者又は家族から要請を受け実施した場合	100円／回
喀痰吸引等支援体制加算	喀痰吸引などを行なった場合、1日につき加算する	100円／日
夜間・早朝・深夜加算	夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）にサービス提供する場合	25%
	深夜（22:00～翌6:00）にサービス提供する場合	50%
特定事業所加算Ⅰ	1か月利用単位×20%	
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	1か月利用単位×27.4%	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1か月利用単位×7%	
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1か月利用単位×4.5%	
福祉・処遇改善加算Ⅰ（R6年6月～）	1ヶ月の利用単位×41.7%	

※法改訂があればその都度変更いたします。

※障害者総合支援法制度におけるサービス以外のサービスは、自費サービスでの提供とさせていただきます。

※災害時、暴風雨警報が発令された場合などは、通常のサービスを提供できない場合がございます。

※有料駐車場を使用した場合は実費をいただきます。

※上記料金は訪問員1名の場合になります。

(2) 重度訪問介護サービスの利用料（1割の場合）

	サービス利用時間	利用料
病院等に入院又は入所中以外の利用者	1時間未満	186円
	1時間以上1時間30分未満	277円
	1時間30分以上2時間未満	369円
	2時間以上2時間30分未満	461円
	2時間30分以上3時間未満	553円
	3時間以上3時間30分未満	644円
	3時間30分以上4時間未満	736円
	4時間	821円
	以後8時間未満までの30分ごとに加算	85円
	8時間	1,505円
	以後12時間未満までの30分ごとに加算	85円
	12時間	2,184円
	以後16時間未満までの30分ごとに加算	81円
	16時間	2,834円
	以後20時間未満までの30分ごとに加算	86円
	20時間	3,520円
	以後24時間未満まで30分ごとに加算	80単位

## 【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

初回訪問時加算	初回訪問サービス時、および過去2ヶ月に訪問サービスを受けていない場合	200円
緊急時対応加算（月2回を限度）	居宅介護計画書に位置付けられていない訪問サービス（身体中心のもの）を利用者又は家族から要請を受け実施した場合	100円／回
喀痰吸引等支援体制加算	喀痰吸引を行った場合、1日につき加算する	100円／日
緊急時対応加算（月2回を限度）	居宅介護計画書に位置付けられていない訪問サービス（身体中心のもの）を利用者又は家族から要請を受け実施した場合	100円／回
移動介護加算	移動中の介護を行なった場合実施時間数に応じて加算（右記の金額より30分ごとに25円増）	1時間未満の場合 100円
移動介護緊急時支援加算	ヘルパーの運転する自動車で障害者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化に応じて駐停車して喀痰吸引や体位交換等の支援を緊急的に行なった場合	240円／日
夜間・早朝・深夜加算	夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）にサービス提供する場合	25%増
	深夜（22:00～翌6:00）にサービス提供する場合	50%増
重度障害者等の場合	1ヶ月利用単位×15%	
障害者支援区分6に該当する者の場合	1ヶ月利用単位×8.5%	
福祉・介護職員待遇改善加算Ⅰ	1ヶ月利用単位×20%	
福祉・介護職員等特定待遇改善加算Ⅱ	1ヶ月利用単位×5.5%	
福祉・介護職員等ペースアップ等支援加算	1ヶ月利用単位×4.5%	

※法改訂があればその都度変更いたします。

※障害者総合支援法制度におけるサービス以外のサービスは、自費サービスでの提供とさせていただきます。

※災害時、暴風雨警報が発令された場合などは、通常のサービスを提供できない場合がございます。

※有料駐車場を使用した場合は実費をいただきます。

※上記料金は訪問員1名の場合になります。

## (3) 移動支援サービスの利用料

利用者が事業者に支払う料金は1か月の費用の100分の5とする。

※法改訂があればその都度変更いたします。

※災害時、暴風雨警報が発令された場合などは、通常のサービスを提供できない場合がございます。

※有料駐車場を使用した場合は実費をいただきます。

※訪問員同伴での飲食店や、観劇、映画、コンサート等に関わる料金や移動支援中の移動手段（公共交通機関やタクシーなど）の利用料はご利用者様のご負担にてお願い致します。

#### (4) 交通費

交通費(事業所から 利用者様自宅まで)	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において居宅介護等サービスを行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10km未満の場合550円、片道15km未満の場合880円をいただきます。
交通費(利用者様自 宅から目的地：買 い 物等)	訪問時に訪問員の車や二輪車で買い物などの支援を行った場合、1kmあたり15円を交通費としていただきます。(片道2km以上の場合請求)

#### (4) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日17時までに事業所に申し出てください。連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
前営業日の前日17時までに ご連絡いただいた場合	無料
前営業日の前日17時までに ご連絡がなかった場合	550円

#### (5) 支払い方法

毎月、10日までに前月分の利用料の請求をいたしますので、25日までにお支払ください。

お支払方法は、銀行振り込み、K-net(自動引き落とし)、現金払いの中からご契約の際に選択できます。但し引き落とし手数料及び振込手数料は利用者負担となります。

## 8. 受給者証の確認

「住所」及び「利用負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに事業所までお知らせください。また担当訪問員や、サービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合にはご提示くださいますようお願いします。

## 9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその訪問介護員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅介護計画等の立案のためのサービス担当者会議、相談支援事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

## 10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

## 11. 事故発生時の対応

居宅介護等サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の相談支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護等サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 12. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

### (1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 090-9720-3402 受付時間 24時間 担当者名 取締役 平川 由紀子
---------	--

### (2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	鹿児島市役所健康福祉局 福祉部障害福祉課	電話 099-216-1304
	鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談室	電話 099-213-5122

## 13. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

### (1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

### (2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

### (3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が施設へ入所した場合
- ・利用者が自立と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

### (4) その他

- ①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ・事業者が、守秘義務に反した場合
  - ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ・事業者が、倒産した場合
- ②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。
- ③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。
- ・利用者の利用料等の支払いが2ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかつた場合
  - ・利用者又はその家族が事業者や従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（セクハラや暴言暴力等を含む）を行つた場合